

避難行動要支援者支援制度に関するよくある質問（Q&A）

【制度について】

Q 1 個別避難計画とは何ですか。

A 1 避難行動要支援者一人ひとりについて、状況や状態、避難の方法、避難時に配慮が必要な事項を記載した計画のことを個別避難計画といいます。また、近年の災害において、多くの高齢者が被害に遭い、障害者等の避難が適切に行われなかった事例がありました。このため、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であるといわれています。

Q 2 なぜ個別避難計画の情報を共有する必要があるのですか。

A 2 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い（共助）により救助されたといわれています。また一方で、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうしたことから、地域による助け合い（共助）の活動を進めていく必要がありますので、個別避難計画の情報を共有します。

Q 3 個別避難計画を作成し、情報を共有したら優先して助けてくれるのか。また、必ず助けが来るのか。

A 3 個別避難計画の情報の提供は、地域による助け合い（共助）の活動を進めるものであります。また、災害が発生したときは誰もが被災者となりますので、個別避難計画に記載された災害時の支援を保証する物ではありません。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

Q 4 個別避難計画を作成しなかった場合、何らかの不利益を被ることはあるのか。

A 4 個別避難計画の作成をしなかったことで行政による対応に違いはありません。ただ、大きな災害がおきた場合、行政の救助が一人ひとりに行き渡るまでに時間がかかってしまいます。近年特に住民同士で助け合うことが重要となっていることから、個別避難計画の作成をおすすめします。

避難行動要支援者支援制度に関するよくある質問（Q&A）

【支援を受ける人（避難行動要支援者）向け】

Q 1 個別避難計画は必ず作成しなければならないのか。

A 1 個別避難計画を作成するかを決めるのは、避難行動要支援者本人です。ご自身や周りの状況や環境を考慮して個別避難計画を作成するか決めてください。

ただ、一人での避難が不安な方は個別避難計画の作成をしていただきますよう、お願いします。

Q 2 避難支援等実施者をどのように決めればいいのか

A 2 ご家族や近所の方など、災害時にすぐに来れるような方が理想です。ただ、ご自身や周りの状況や環境はそれぞれ異なりますので、支援してほしい内容にあった人を避難支援等実施者に選んでください。

Q 3 個別避難計画の作成に同意したが、やっぱり同意しなくなってきた。

A 3 個別避難計画の受付は年間を通して受け付けております。また、個別避難計画の内容の更新や抹消の受付も行っておりますので、役場へご相談ください。

Q 4 転居した場合どうすれば良いか

A 4 町内での転居により住所が変更した場合は、個別避難計画に記載された情報を修正する必要がありますので、役場へご連絡ください。

また、町外へ転出する場合は同様の取組をしている場合がありますので、転出先の役所へお問い合わせのうえ確認してください。

Q 5 施設に入居している場合は、個別避難計画を作成しなくてもいいのか。

A 5 福祉・介護・医療施設等に長期入所（入院）している方は当該施設内職員による対応が可能であると考えています。ですので、個別避難計画作成の対象外としております。

ただ、年に数回施設から自宅等へ帰る機会のある方もいるかと思えます。ご自身の生活環境等を考慮して個別避難計画を作成するかを決めていただきますようお願いいたします。

避難行動要支援者支援制度に関するよくある質問（Q&A）

【支援をする人（避難支援等実施者・避難支援等関係者）向け】

- Q1 避難支援等実施者や避難支援等関係者には、どのような責任が生じるか
- A1 個別避難計画のに基づく支援は、住民の方々の善意による取り組みであり、災害発災時の状況によっては自分自身が被災者となる可能性があるため、無理をしない範囲で支援をお願いします。
よって、自分自身の安全が第一に優先されることから、責任や義務を負うものではありません。
- Q2 実際の個別避難計画の情報の管理はどのようにするのか？
- A2 施錠できる場所などで、情報の取扱者以外の人の目に触れないように保管してください。
- Q3 万一、提供を受けた個別避難計画の情報を紛失してしまった場合、どうなるか？
- A3 災害対策基本法の守秘義務違反による罰則はありません。
ただし、民事上の責任が発生する可能性がありますので、くれぐれも取扱いには十分注意してください。
万一、紛失等した場合は速やかに役場に連絡してください。